

～5.17 住民投票の特異性:悪法による地方自治の侵害～

薬師院仁志

2017年4月9日

於 大阪市立大学

※「大都市地域における特別区の設置に関する法律」は、地方公共団体の再編に関する最終決定を住民投票に委ねる特異な法律。

※この法律は、国政事情にまみれた議員立法によって、大阪維新の会による「大阪都構想推進大綱」を下敷にして作られた。

※この法律は、憲法が定める間接民主制の理念に抵触する。

※この法律は、住民投票に対して活動費用やビラ・ポスターの種類や枚数などに全く制限を設けおらず、巨費を投じたイメージ宣伝がまかり通る。

※この法律では、住民投票において全体が賛成なら各特別区内が反対多数でも無視されてしまう。

※政治的には、維新は自らが提案した方式での決定を遵守すべき。

日本国憲法

(昭和二十一年十一月三日憲法)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し……

※国民主権＝国民という総体による意思決定＝代表者の熟議

大都市地域における特別区の設置に関する法律

(平成二十四年九月五日法律第八十号)

(関係市町村における選挙人の投票)

第七条 前条第三項の規定による通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から六十日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付きなければならない。

市町村の合併の特例に関する法律

(合併協議会設置の請求)

第四条

10 前項に規定する場合には、合併請求市町村の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、合併請求市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

14 第十項前段又は第十一項の規定による請求があったときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。

第五条

21 第十四項又は第十九項の規定による通知があったときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。

1997年：名護市における米軍のヘリポート基地建設の是非を問う市民投票

反対が 52.85%

投票三日後に比嘉鉄也市長（当時）がヘリポート基地の受け入れを表明し、自らは辞職。→訴訟

2000年5月9日、那覇地方裁判所は原告の訴えを棄却：

住民投票の結果に法的拘束力を肯定すると、間接民主制によって市政を執行しようとする現行法の制度原理と整合しない結果を招来することにもなりかねない……

1995年「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案」の国会審議／参議院地方行政委員会（3/7）

自治省行政局長（政府委員）

確かにそういうお考え方もあるかと思いますが、実は、市町村の合併につきましてその是非を住民に問うという場合に、合併の形態あるいは合併後の市町村の姿、それからその他の諸条件を総合的に勘案した上で判断されるべきものであるというふうに思いまして、単純に一つの案だけを示してその判断を求めるという住民投票になじむかどうかという疑問があることが一点。それから、合併は当然相手方になる市町村の存在が前提となるわけですので、一方の市町村の住民投票だけによって直ちに合併が実現するというような手続を構成することはなかなか難しいということもございます。

日本国憲法

(昭和二十一年十一月三日憲法)

第九十五条 一の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

二〇一一年 大阪W選挙マニフェスト別添「大阪都構想推進大綱」

「大阪都実現への工程」

(1) 平成 23 年度

- ・大阪府、大阪市、堺市に大阪都移行本部を設置する。
- ・大阪都構想推進協議会を設置し協議を開始する。
- ・大阪都構想実現のための法改正を国に求め、協議を開始する。

(2) 平成 25 年度

- ・大阪都構想推進協議会において、新たな自治体である大阪都、特別自治区の詳細制度設計と大阪都移行計画を完成させる。

(3) 平成 26 年度

- ・大阪都移行計画の完成後、住民投票を実施する。住民投票で過半数の賛成を得た後、直ちに大阪都移行へ向けた作業を開始する。

(4) 平成 27 年度

- ・4月1日に大阪府を大阪都へ移行し旧大阪市及び旧堺市域に特別自治区を

設置する。

・大阪都知事選挙、大阪都議会選挙、特別自治区長選挙、特別自治区議選挙を実施する。

(5)平成 28 年度以降の第二段階

・都域の市町村の合併や広域連携を促し、全ての基礎自治体が中核市並の事務を担う体制を整備し、関西州に備える。

田中謙士朗・宮川愛由・藤井聡：

「大阪都構想を巡る影響に関する有権者の理解度と投票判断の実態検証」

もし賛成多数だった場合「大阪市はどうか」という質問に対する正しい選択肢である『廃止されて消滅する』を選択したのはわずか 8.7%
しかも、「住民投票で反対票を投じた人々ですら正解率は 2 割弱に留まり、賛成票を投じた人々の正解率はわずか 2%に過ぎなかった

また、「大阪府の扱いがどうか」という設問でも、「住民投票で反対票を投じた人々はおよそ六割ほど正解している一方で、賛成票を投じた人々は正解者が二割に満たない

大阪市廃止後に「湾岸区」や「南区」となる予定であった現行政区：

西淀川区・此花区・港区・大正区・住之江区・阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区は、全て反対多数。

当該の全行政区で賛成多数となったのは、大阪市廃止後に「北区」となる地域のみ（淀川区・東淀川区・福島区・北区・都島区）。

「豊かな大阪をつくる」学者の会シンポジウム
特別区（大阪市廃止）と区の合併を考える
～大阪における府市再編問題～



We already said NO!